

犬山市議会と名古屋経済大学との連携協力に関する協定書

犬山市議会（以下「甲」という。）及び学校法人市邨学園名古屋経済大学（以下「乙」という。）は、相互に連携協力を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力することにより、地域社会の発展及び人材育成に貢献することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 甲の活動の充実及び発展に関すること。
- (2) 甲の活動に関わることによって、乙の教育及び研究の発展に寄与すること。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、甲及び乙が協議して必要と認めること。

（必要な措置）

第3条 甲及び乙は、相互の連携協力について協議し、前条に定める協力のために必要な措置を講じる。

2 甲及び乙は、協力して事業を実施する場合は、あらかじめ実施方法、経費負担等について協議の上、別途書面により決定するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は2022（令和4）年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

2021（令和3）年5月14日

甲 犬山市議会

議長

中村貴文

乙 学校法人市邨学園名古屋経済大学

学長

法分晴夫